

## 札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領（案）

## 第1 目的

この要領は、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する救急医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 協議事項

部会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 地域の救急医療体制の整備に係ること。
- (2) 救急医療に係る関係機関の連携に関すること。
- (3) その他救急医療の推進に係ること。

## 第3 組織

部会は、別表の委員をもって組織する。

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会には、部会長を置き、委員が互選したのもをもって充てる。

4 部会長は、必要に応じて副部会長を指名することができる。

5 副部会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

## 第4 会議

部会の会議は、必要の都度、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。
- 3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

## 第5 事務局

部会の事務局を、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会に諮って定める。

## 附 則

この要領は、平成20年10月30日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年8月30日から施行する。

この要領は、平成26年9月4日から施行する。

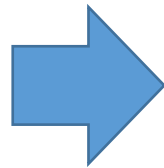
この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

新	旧
<p style="text-align: center;">札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領</p> <p>第1 目的 この要領は、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する救急医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 協議事項 部会は次の事項について協議するものとする。  (1) 地域の救急医療体制の整備に係ること。  (2) 救急医療に係る関係機関の連携に関すること。  (3) その他救急医療の推進に係ること。</p> <p>第3 <u>組織</u>  <u>部会は、別表の委員をもって組織する。</u>  <u>2 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>  <u>3 部会には、部会長を置き、委員が互選したのものをもって充てる。</u>  <u>4 部会長は、必要に応じて副部会長を指名することができる。</u>  <u>5 副部会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>第4 会議 部会の会議は、必要の都度、部会長が招集する。  2 部会長は、必要に応じて<u>委員</u>以外の者を出席させることができる。  3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>第5 事務局 部会の事務局を、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。</p> <p>第6 その他 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会に諮って定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年10月30日から施行する。  この要領は、平成22年4月1日から施行する。  この要領は、平成25年8月30日から施行する。  この要領は、平成26年9月4日から施行する。  <u>この要領は、令和5年 月 日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会運営要領</p> <p>第1 目的 この要領は、札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議設置要綱第5条の規定に基づき設置する救急医療専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2 協議事項 部会は次の事項について協議するものとする。  (1) 地域の救急医療体制の整備に係ること。  (2) 救急医療に係る関係機関の連携に関すること。  (3) その他救急医療の推進に係ること。</p> <p>第3 <u>部会長</u> <u>部会に部会長を置き、構成員の互選により定める。</u></p> <p>第4 会議 部会の会議は、必要の都度、部会長が招集する。  2 部会長は、必要に応じて<u>構成員及び特別構成員</u>以外の者を出席させることができる。  3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>第5 事務局 部会の事務局を、北海道石狩振興局保健環境部保健行政室企画総務課に置く。</p> <p>第6 その他 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会に諮って定める。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年10月30日から施行する。  この要領は、平成22年4月1日から施行する。  この要領は、平成25年8月30日から施行する。  この要領は、平成26年9月4日から施行する。</p>

## 札幌圏保健医療福祉圏域連携推進会議 救急医療専門部会 構成団体一覧

20団体

区分	名称
構成員	札幌市医師会
	江別医師会
	千歳医師会
	恵庭市医師会
	北広島医師会
	札幌市
	江別市
	千歳市
	恵庭市
	北広島市
	石狩市
特別構成員	札幌市消防局
	江別市消防本部
	千歳市消防本部
	石狩北部地区消防事務組合
	市立札幌病院
江別市立病院	
市立千歳市民病院	
北海道大学大学院医学研究科 侵襲制御医学講座救急医学分野	
札幌医科大学医学部救急医学講座	



20団体

区分	団体	名称
委員	医師会	札幌市医師会
		江別医師会
		千歳医師会
		恵庭市医師会
		北広島医師会
	行政機関	札幌市
		江別市
		千歳市
		恵庭市
		北広島市
	消防機関	札幌市消防局
		江別市消防本部
		千歳市消防本部
		石狩北部地区消防事務組合
	医療機関	市立札幌病院
		江別市立病院
		市立千歳市民病院
		北海道大学大学院医学研究科 侵襲制御医学講座救急医学分野
札幌医科大学医学部救急医学講座		